

□不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	環境部環境保全課	
不利益処分名	要措置区域内の土地の所有者等への汚染除去等計画を提出すべき旨の命令	
根 拠 法 令	土壤汚染対策法	
根 拠 条 項	第7条第2項	
連 絡 先	(電話 621-5213)	
処 分 基 準	1 処分の要件 法第7条第1項の規定による指示を受けた者が、汚染除去等計画を提出しないとき。 2 処分の内容 その者に対し、汚染除去等計画を提出することを命ずることができる。	
	参 考 事 項	(罰則) 法第65条
	設定等年月日	平成26年8月1日設定 (令和3年4月1日最終変更)